

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講すべき対策

- ①PCB等の製造、使用の原則禁止及び制限（DDT等）
- ②ダイオキシン、PCB等の非意図的生成物質の排出の削減
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・条約対象物質※と同様の性質を持つ有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結済）。平成27年6月現在178ヶ国及び欧州連合が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）会合を、POPs条約締約国会議の下に設置。平成17年から毎年10月又は11月に開催。条約発効後に隨時規制対象物質が追加され、最近では平成27年5月に開催されたPOPs条約第7回締約国会議において、新たに塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 対象物質の製造・使用禁止等については、化審法、農薬取締法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境省環境保健部長）においてPOPs条約に基づく国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議にて了承された。その後、国内実施計画について改定を行い、平成24年8月、関係省庁連絡会議にて了承。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- 2007年から条約有効性評価のための調整グループ及び地域組織グループに柴田康行 国立環境研究所フェローを派遣。

※対象物質：

1. アルドリン、2. ディルドリン、3. エンドリン、4. クロルデン、5. ヘプタクロル、6. トキサフェン、7. マイレックス、8. ヘキサクロロベンゼン、9. PCB、10. DDT、11. PCDD、12. PCDF、13. クロルデコン、14. リンデン、15. テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、16. ヘキサブロモビフェニル、17. ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOS 及びその塩、PFOSF）、18. ペンタクロロベンゼン、19. ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、20. α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)、21. β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)、22. エンドスルファン、23. ヘキサブロモシクロドデカン